

現行	改正案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>&lt;名 称&gt; 第1条 ～ &lt;活 動&gt; 第4条 (略)</p>	<p>(名称) 第1条 ～ (活動) 第4条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 会員</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p>
<p>&lt;種 別&gt;</p>	<p>(種別)</p>
<p>第5条 福岡県看護連盟会員は、正会員、特別会員、名誉会員、学生会員、賛助会員、OB会員とする。</p>	<p>第5条 福岡県看護連盟会員 <b>(以下、「会員」という。)</b> は、正会員、特別会員、名誉会員、学生会員、賛助会員、OB会員とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員、特別会員の 中から、日本看護連盟名誉会員推薦細則に基づき、福岡県看護連盟 役員会の推薦を受け、日本看護連盟中央役員会（以下、「中央役員 会」という。）で承認をされた者。</p>	<p>4 名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員、特別会員の 中から、<b>別に定める</b>日本看護連盟名誉会員推薦細則に基づき、福岡県 看護連盟役員会の推薦を受け、日本看護連盟中央役員会（以下、 「中央役員会」という。）で承認をされた者。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 OB会員は、正会員の経歴を有し、長年看護職に従事し退職した者で、 福岡県看護協会に未加入の者のうち、連盟活動に理解を示し、ボラン ティアとして連盟活動を支援してくれる会員。</p>	<p>7 OB会員は、正会員の経歴を有し、長年看護職に従事し退職した者で、 福岡県看護協会に未加入の者のうち、連盟活動に理解を示し、ボラン ティアとして連盟活動を支援してくれる<b>者</b>。</p>
<p>&lt;入 会&gt; 第6条 (略)</p>	<p>(入会) 第6条 (略)</p>
<p>&lt;会 費&gt;</p>	<p>(会費)</p>
<p>第7条 正会員及び特別会員は、福岡県看護連盟年会費2,500円を日本看護 連盟年会費5,000円とともに納入するものとする。</p>	<p>第7条 <b>正会員及び特別会員の年会費は2,500円とする。なお、日本看護連盟 年会費5,000円とともに計7,500円を福岡県看護連盟に納入する。</b></p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>&lt;退会及び資格喪失&gt;</p>	<p><b>(退会)</b></p>
<p>第8条 正会員、特別会員、名誉会員、学生会員で退会しようとする者は、 別に定める退会届を福岡県看護連盟会長を経由して日本看護連盟会長 に提出し、任意に退会することができる。</p>	<p>第8条 正会員、特別会員、名誉会員、学生会員で退会しようとする者は、 別に定める退会届を福岡県看護連盟会長を経由して日本看護連盟会長 に提出し、任意に退会することができる。</p>
<p>2 賛助会員は、日本看護連盟会長が別に定める退会届を福岡県看護連盟 会長を経由し、日本看護連盟に提出し、退会することができる。</p>	<p>2 賛助会員は、日本看護連盟会長が別に定める退会届を福岡県看護連盟 会長を経由し、<b>日本看護連盟会長</b>に提出し、退会することができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき (2) 会費を、その活動年度における3月末日までに納入しなかったとき</p>	<p><b>(会員資格喪失及び会費の不返還)</b> 第9条 <b>会員は、死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、その資格を喪失す る。</b> <b>2 福岡県看護連盟は、会員資格を喪失したものがすでに納入した会費そ の他の拠出金の返還はしない。</b></p>
<p>&lt;会員資格喪失に伴う会費の不返還&gt;</p>	<p><b>(会員資格喪失及び会費の不返還)</b></p>
<p>第9条 福岡県看護連盟は、会員資格を喪失したものがすでに納入した会費 その他の拠出金の返還はしない。</p>	<p>第9条 <b>会員は、死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、その資格を喪失す る。</b> <b>2 福岡県看護連盟は、会員資格を喪失したものがすでに納入した会費そ の他の拠出金の返還はしない。</b></p>
<p>&lt;除 名&gt;</p>	<p>(除名)</p>
<p>第10条 次の行為を行った会員は、第16条に定める総会（以下、「総会」 という。）の決議により除名することができる。ただし、本人には 弁明の機会を与えるものとする。</p>	<p>第10条 次の行為を行った会員は、第<b>17</b>条に定める総会（以下、「総会」 という。）の決議により除名することができる。ただし、本人には 弁明の機会を与えるものとする。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長はその会員に対し、 除名した旨を通知するものとする。</p>	<p>2 前項の規定により除名が決議されたときは、<b>福岡県看護連盟</b>会長はその 会員に対し、除名した旨を通知する。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 役員</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役 員</p>
<p>&lt;役 員&gt;</p>	<p><b>(設置)</b></p>
<p>第11条 福岡県看護連盟に次の役員を置く。</p>	<p>第11条 福岡県看護連盟に次の役員を置く。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 幹事 4人以上10人以内</p>	<p>(4) 幹事 4人以上<b>8人以内</b></p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>

現行	改正案
<p>&lt;選任&gt;</p> <p>第12条 役員は、福岡県看護連盟の正会員の中から選任する。</p> <p>2 役員は役員会が推薦し、福岡県看護連盟総会において決定する。</p> <p>&lt;任期&gt;第13条 (略)</p> <p>&lt;職務&gt;</p> <p>第14条 会長は、福岡県看護連盟を代表し、日本看護連盟と九州ブロック協議会との連携を図り業務を執行する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行し会長に事故あるときは職務を代行する。</p> <p>3 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、福岡県看護連盟の業務を執行する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 監事は、業務の執行状況及び会計を監査し、監査報告を作成する。</p> <p>&lt;顧問&gt;</p> <p>第15条 福岡県看護連盟は顧問を置くことができる。</p> <p>2 任期は3年間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>&lt;報酬&gt;</p> <p>第16条 役員は無給とする。ただし会務に専任する場合は有給とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(選任)</p> <p>第12条 役員は、福岡県看護連盟の正会員の中から選任する。</p> <p><b><u>2 福岡県看護連盟の会長、副会長、幹事長、幹事、監事は、別に定める推薦委員会が推薦し、支部長を含む役員会（以下、総合役員会という。）で決定し、福岡県看護連盟総会において報告する。</u></b></p> <p><b><u>3 前項で決定する役員以外の役員は、役員会が推薦し、総合役員会において決定し総会に報告する。</u></b></p> <p>(任期) 第13条 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 会長は、福岡県看護連盟を代表し、日本看護連盟と九州ブロック協議会との連携を図り業務を<b>統括</b>する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、<b>会長に事故あるときは職務を代行する。また、福岡県看護連盟の業務を分担し執行する。</b></p> <p>3 幹事長は、会長及び副会長を補佐し、福岡県看護連盟の業務を<b>統括</b>する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 監事は、業務の執行状況及び会計を監査し、監査報告書を作成する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第15条 福岡県看護連盟は顧問を置くことができる。</p> <p><b><u>2 顧問は総合役員会で決定する。</u></b></p> <p>3 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第16条 役員は無給とする。ただし<b>会長、幹事長には給与を支給することができる。</b></p> <p>2 (略)</p>
第4章 総会	第4章 総会
<p>&lt;種別&gt;</p> <p>第17条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>&lt;構成&gt;</p> <p>第18条 総会は第25条に規定する代議員を以って構成する。</p>	<p>(種別)</p> <p>第17条 <b>福岡県看護連盟</b>総会は通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第18条 総会は第25条に規定する代議員 <b>(以下、「代議員」という。)</b>を以って構成する。</p> <p><b><u>2 総会には、代議員以外の会員も参加することができる。</u></b></p>
<p>&lt;機能&gt;</p> <p>第19条 総会は福岡県看護連盟の運営に関する事項を決議する。次の事項は総会の議を経なければならない。</p> <p>(1) 規約及び会費の額に関する事項</p> <p>(2) 事業計画に関する事項</p> <p>(3) 予算・決算に関する事項</p> <p>(4) 役員を選任に関する事項</p> <p>(5) 会員の除名</p> <p>(6) 本会の解散及び残余財産の処分</p> <p>(7) 役員会で総会の決議を要すると定めた事項</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして規約で定められた事項</p>	<p>(権限)</p> <p>第19条 総会は福岡県看護連盟の運営に関する事項を決議する。</p> <p><b><u>(1) 規約改正</u></b></p> <p><b><u>(2) 会員の会費の額</u></b></p> <p><b><u>(3) 会員の除名</u></b></p> <p><b><u>(4) 本会の解散及び残余財産の処分</u></b></p> <p><b><u>(5) 総合役員会で総会の決議が必要と認めた事</u></b></p> <p><b><u>(6) 総会の議長団の承認</u></b></p> <p><b><u>(7) その他福岡県看護連盟の規約で定められた事</u></b></p>
<p>&lt;開催&gt;</p> <p>第20条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の項(1)(2)に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 役員会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 支部長の3分の2以上、または正会員の3分の2以上が会議の目的を記載した書面により、会長に対して開催の請求があったとき。</p>	<p>(開催)</p> <p>第20条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、<b><u>次に該当する場合に開催する。</u></b></p> <p>(1) <b><u>総合役員会が必要と認めたとき</u></b></p> <p>(2) <b><u>会員の10分の1以上が会議の目的を記載した書面により、会長に対して開催の請求があったとき</u></b></p>
<p>&lt;招集&gt;</p> <p>第21条 通常総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに公表し会員に通知する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第21条 通常総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに公表し<b>代議員</b>に通知する。</p>

現行	改正案
<p>&lt;議長&gt; 第22条 総会に議長団を置く。 2 議長団は2人とし、総会前の役員会において正会員の中から選出し、総会で承認する。 3～4 (略)</p> <p>&lt;定足数&gt;第23条 (略)</p> <p>&lt;決議&gt; 第24条 総会における決議は代議員の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>&lt;代議員&gt; 第25条 代議員は、毎年福岡県看護連盟の正会員、特別会員の中からこれを選出する。 2 (略) 3 (略) 4 総会に出席できない代議員がある場合には、福岡県看護連盟会長はこれを各支部長に委嘱補充することができる。</p>	<p>(議長) 第22条 総会に議長団を置く。 2 議長団は2人とし、総会前の<u>総合役員会</u>において正会員の中から選出し、総会で承認する。 3～4 (略)</p> <p>&lt;定足数&gt;第23条 (略)</p> <p>(決議) 第24条 総会における決議は代議員の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 <b><u>2 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。</u></b></p> <p>(代議員) 第25条 代議員は、毎年福岡県看護連盟の正会員、特別会員の中からこれを選出する。 2 (略) 3 (略) 4 総会に出席できない代議員がある場合には、<b><u>福岡県看護連盟会長に届出てこれを各支部長が委嘱補充できる。</u></b></p>
<p>第5章 三役会、役員会、総合役員会及び委員会</p> <p>&lt;三役会&gt;</p> <p>第26条 三役会は、会長、副会長、幹事長で構成し、会長が招集し、議長となる</p>	<p>第5章 三役会、役員会、総合役員会及び委員会</p> <p>三役会</p> <p><b>(構成)</b> 第26条 三役会は、会長、副会長、幹事長で構成<b>する。</b> <b><u>2 三役の出席を以って成立する。</u></b> <b><u>3 福岡県看護連盟会長が必要と認めた者は参加することができる。</u></b></p>
<p>&lt;役員会&gt;</p> <p>第27条 役員会は、第11条に定める役員を以って構成する。 2 (略) 3 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ成立しない。 4 役員会における決議は出席役員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。 5 (略)</p>	<p><b>(決議)</b> 第27条 <b><u>三役会は福岡県看護連盟会長が招集し議長となり次に掲げる事項を決議する。</u></b> <b><u>2 福岡県看護連盟組織運営に関する役員会提出議案</u></b> <b><u>3 日本看護連盟会長会報告の緊急重要課題案件</u></b> <b><u>4 人事案件及び事務局運営に関する事項</u></b></p> <p>役員会</p> <p><b>(構成)</b> 第28条 役員会は、第11条に定める役員をもって構成する。 2 (略) 3 役員会は、<b><u>役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。</u></b> <b><u>4 幹事が出席できない場合は、福岡県看護連盟会長の承認のもとで代理出席を認める。なお代理出席者は議決権を持つ。</u></b> 5 (略)</p>
<p>第28条 役員会は、次に掲げる事項を決議する。 (1) 福岡県看護連盟の運営に関する事項 (2) 通常総会への提出議題に関する事項 (3) 事業報告及び事業計画の承認 (4) 予算及び決算に関する事項 (5) 総会の議長団の選出 (6) 各種規則、規定、内規等の改定に関する事項 (7) 役員の選任及び解任に関する事項 (8) 臨時総会の開催に関する事項</p>	<p><b>(決議)</b> 第29条 <b><u>役員会は福岡県看護連盟会長が招集し議長となり、次に掲げる事項を決議する。</u></b> <b><u>(1) 総会、総合役員会での決議以外の事項</u></b> <b><u>(2) 各種規程、細則、内規、申し合せ事項の改正</u></b> <b><u>2 役員会における議決は、出席役員3分の2のによって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。</u></b></p>

現行	改正案
<p>&lt;総合役員会&gt;</p> <p>第29条 総合役員会は、第11条の役員と支部役員を代表する支部長を以って構成し、支部活動の問題を審議し、会長に提言する。</p> <p>2 総合役員会は会長が招集し、議長となる。</p> <p>3 総合役員会には支部長代理の支部役員の参加を認めることができ、代理出席者は議決権を持つ。</p>	<p>総合役員会</p> <p><b>(構成)</b></p> <p><b>第30条</b> 総合役員会は第11条の役員と支部役員を代表する支部長を以って構成する。</p> <p>2 総合役員会は総会に次ぐ決議機関とし会長が招集し議長となる。</p> <p>3 総合役員会には福岡県看護連盟役員、23支部支部長の各々3分の2以上の出席がなければ成立しない。</p> <p>4 支部長が出席できない場合は代理出席者を認める。なお代理出席者は議決権を持つ。</p> <p>5 福岡県看護連盟会長が必要と認めた者は参加することができる。ただし、議決権を持たない。</p> <p><b>(決議)</b></p> <p><b>第31条</b> 総合役員会は福岡県看護連盟会長が招集し議長となり、次の掲げる事項を決議する。</p> <p>(1) 予算</p> <p>(2) 決算</p> <p>(3) 役員を選任、退任</p> <p>(4) 臨時総会の開催</p> <p>(5) 事業計画・事業報告事項</p> <p>(6) 通常総会の提出議題</p> <p>(7) 総会時の議長団の決定</p> <p>(8) 役員会が総合役員会での決議を要すると認めた事項</p> <p>(9) その他</p> <p>2 総合役員会における決議は、出席した総合役員員の3分の2以上によって決議する。可否同数の場合は議長がこれを決する</p> <p>地区協議会</p> <p><b>(構成及び運営)</b></p> <p><b>第32条</b> 次に定める地区協議会を置き、地区における諸問題等を協議する。</p> <p>(1) 福岡地区</p> <p>(2) 北九州地区</p> <p>(3) 筑豊地区</p> <p>(4) 筑後地区</p> <p>2 運営等に定める事項は別に定める。</p>
<p>&lt;委員会&gt;</p> <p>第30条 必要に応じて委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員は会長が推薦し、役員会で決定する。</p> <p>3 委員長は委員の互選による。任期は1期3年とする。再任は妨げない。ただし、2期を超えて再任することはできない。</p> <p>4 委員の任期は委員会の任務終了時までとする。常設の委員会の委員の任期は、1期3年とする。再任は妨げない。ただし、2期を超えて再任することはできない。</p>	<p>委員会</p> <p><b>(委員会の設置)</b></p> <p><b>第33条</b> 福岡県看護連盟は、役員会の決議により必要に応じて委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会の委員は、役員会で選任する。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 支部</p> <p>&lt;名称&gt;</p> <p>第32条 福岡県看護連盟は別に定める支部を置き、福岡県看護連盟〇〇支部とする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 地区支部</p> <p><b>(名称)</b></p> <p><b>第34条</b> 福岡県看護連盟は、別に定める支部を置く。</p> <p>2 支部に関する事項に関しては、各支部で定め、福岡県看護連盟役員会の承認を受けなければならない。</p>
<p>&lt;規約&gt;</p> <p>第33条 支部規約は支部において定め、福岡県看護連盟役員会の承認を受けなければならない。</p>	

現行	改正案
第6章 事務局	第7章 事務局
<p>第31条 福岡県看護連盟の事務を処理するために事務局を置く</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>(事務局の設置)</b></p> <p><b>第35条</b> 福岡県看護連盟の事務を処理するために事務局を置く</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b><u>4 職員の給与は福岡県看護連盟職員給与規程に基づき執行する。</u></b></p>
第8章 会計及び会計年度	第8章 会計及び会計年度
<p>第34条 福岡県看護連盟は、会員の会費及び寄付金その他の収入により事業を運営し、会計年度は4月1日から3月31日までとする。</p> <p>第35条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指名し決定する。</p>	<p><b>(会計年度)</b></p> <p><b>第36条</b> 福岡県看護連盟は、会員の会費及び寄付金その他の収入により事業を運営し、会計年度は4月1日から3月31日までとする。</p> <p><b>(会計責任者)</b></p> <p><b>第37条</b> 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指名し決定する。</p>
第9章 扶助	第9章 扶助
<p>〈会員の扶助〉</p> <p>第36条 福岡県看護連盟は正会員、特別会員が連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中またはその遂行によって負傷、罹災、それに伴う死亡、その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、別に定める細則により見舞金を支給する。</p>	<p>〈会員の扶助〉</p> <p><b>第38条</b> 福岡県看護連盟は正会員、特別会員が連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中またはその遂行によって負傷、罹災、それに伴う死亡、その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、別に定める細則により見舞金を支給する。</p>
第10章 雑則	第10章 雑則
<p>〈その他〉</p> <p>第37条 この規約により福岡県看護連盟の業務を執行するために必要な事項は、役員会の決議を経て、規約・細則等でこれを定める。</p>	<p><b>(委任)</b></p> <p><b>第39条</b> <b><u>この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な細則は福岡県看護連盟役員会の決議により別に定める。</u></b></p>
附則	附則
<p>第1条 本規約は平成24年6月30日より施行する。</p> <p>沿革 昭和55年5月10日作成 (~中略~) 令和 元年6月22日改正</p>	<p>第1条 本規約は<b>令和8年6月28日</b>より施行する。</p> <p>沿革 昭和55年5月10日作成 (~中略~) 令和 元年6月22日改正 <b>令和8年6月28日改正</b></p>